



事 務 連 絡
平成18年5月25日

地方厚生（支）局社会保険課（年金課）
確定給付企業年金担当者 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長

確定給付企業年金の規約案に対する指摘事例について

昨今、確定給付企業年金を実施するに当たって厚生年金適用事業所の事業主（以下「申請者」という。）が申請する規約案（以下「規約案」という。）に、明らかに法令に違反する規定等が認められ、当課及び地方厚生（支）局確定給付企業年金担当課（以下「厚生局担当課」という。）における審査事務に著しい支障を来しているところである。

このような事態を改善する方策の一つとして、当課が、規約案に対する指摘事例のうち重要と認めるものを厚生局担当課に伝達することにより、審査での着眼点及び問題意識を共有し、厚生局担当課の申請者に対する指導態勢の強化並びに当課及び厚生局担当課における審査事務の効率化を図ることと致したい。

今般、別紙のとおり規約案に対する指摘事例をまとめたので、これを参考にして、今後の貴管下の申請者に対する指導に当たって、遺憾のないよう配慮されたい。

また、必要に応じ、指摘事例を申請者及び実質的な規約案の作成者たる、申請者が給付の支給等の業務を委託している機関（以下「受託機関」という。）に提示することにより、申請者及び受託機関における規約案の申請前のチェック態勢の充実を促すよう努められたい。

なお、今後の指摘事例については、事例の集積状況を踏まえつつ、必要と認められる場合に、事務連絡にて伝達することとする。

確定給付企業年金規約案【指摘事例】

1. 明らかに法令に違反する事例

① 規約において、老齢給付金の支給要件として25年以上の加入者期間を定め、かつ、年金数理人が数理書類に署名押印していた事例。

② 規約において、厚生年金基金における給付額を控除する方法により、確定給付企業年金制度における給付額を規定し、かつ、年金数理人が数理書類に署名押印していた事例。

(注) 確定給付企業年金制度においては、厚生年金基金における給付額との完全調整は不可。

③ 20年確定年金として60歳到達時に支給を開始する老齢給付金の受給権が、「受給権者が80歳に達したとき」に消滅すると規定していた事例。

(注) 老齢給付金の受給権が消滅するのは、法第40条に掲げる事由に該当したとき、又は時効が成立したとき。

2. 加入者の資格の得喪及び加入者期間に関する事例

① 加入者の資格の喪失要件として、「休職の前日に達したとき」と規定していた事例。

(注) 遡及的に加入者の資格を喪失させることは不可。また、「前日に達した」との表現も日本語として不適切。

- ② 休職の開始を加入者の資格の喪失要件とする制度において、休職の開始により中途脱退者となった者について、脱退一時金の支給を復職まで繰り下げることが可能な規定を設けていなかった事例。
- ③ 休職の開始を加入者の資格の喪失要件とする制度において、休職の開始後、復職せずに退職した場合には、退職時まで加入者の資格を有していたこととすると規定していた事例。
- ④ 支給要件の判定に用いる加入者期間について、実際の加入者期間（資格の取得日から喪失日まで）から休職期間を控除すると規定していた事例。

3. 年金通算に関する事例

- ① 脱退一時金相当額その他制度への移換に係る規定を設けているにもかかわらず、再加入前後の加入者期間を合算する規定において、脱退一時金相当額を他制度へ移換した者を加入者期間の合算の対象者から除くこと、及び脱退一時金の支給の効果についての規定において、脱退一時金相当額を他制度へ移換した者についてその額の算定の基礎となった加入者であった期間を加入者期間に算入しないことを明記していなかった事例。
- ② 休職の開始を加入者の資格の喪失要件とする制度において、年金通算に係る中途脱退者の選択肢に、休職の開始により加入者の資格を喪失した者のみが選択できる選択肢として、「加入者の資格を喪失した日から1年を経過しても企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換を行わないこと。」を設けていなかった事例。

- ③ 加入待期期間を設ける制度において、事業主等の中途脱退者等への年金通算に関する説明の実施時期を「実施事業所に使用されるに至ったとき」ではなく、「加入者の資格を取得したとき」と規定していた事例。

4. その他の事例

- ① 実施事業所の就業規則等を引用する場合において、当該就業規則等が効力を有する時点を明記していなかった事例。

- ② 職種等ごとに加入者区分を設ける制度において、各区分間での異動があった場合の措置を明記していなかった事例。

- ③ 給付の額の再評価等に用いる率を「規則第24条第1号に規定する予定利率」と規定していた事例。

(注) 給付の額の再評価等に用いる率は、具体的な算定方法を示して規定すること。

- ④ 5年を超える支給期間のある老齢給付金について、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めているにもかかわらず、支給を開始して5年を経過した日以後に、受給権者の選択により一時金として支給することができることを規定していなかった事例。

- ⑤ 掛金の算定に用いる加入者の数の基準日を明記していなかった事例。

5. 改善することが望ましい事例

- ① ポイント制による給付設計を採用する制度において、最大ポイント格差の検証結果が申請書類に添付されていなかった事例。

(注) 国の審査事務の効率化のため、添付があることが望ましい。

- ② 年金現価率等について、数値の意味を明記していなかった事例。

(注) 加入者等にとって分かりやすい規約とすることが望ましい。

- ③ 数理書類に給付減額の有無についての記載が全くなかった事例及び給付減額に該当しないとする理由が不明であった事例。

(注) 国の審査事務の効率化のため、給付減額に該当しない場合には明解かつ簡潔な理由の記載があることが望ましい。